

福祉用具の購入について

○制度の説明

- ・介護保険法では、加齢に伴う心身の変化や疾病等により、日常生活上の介護や療養上の医療等が必要となった方の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。
- ・その中でも、福祉用具を購入し使用することで、日常生活上の動作がし易くなることから、生活の幅が広がったり、介護者の負担の軽減につながるなど、住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けていくためには、非常に重要なサービスです。

○対象者

- ・申請時に有効な要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者
- ※支給の可否は、購入日の要介護度区分の有無により判断します。

○福祉用具の種目

- (1)腰掛便座（ポータブルトイレ など）
- (2)自動排泄処理装置の交換可能部品（尿や便の経路となるレシーバ、チューブ、タンク など）
- (3)入浴補助用具（入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内すのこ など）
- (4)簡易水槽（空気式で容易に移動でき、居室で入浴可能なもの）
- (5)移動用リフトのつり具の部分（身体に適合し、移動用リフトに連結可能なもの）
- (6)排泄予測支援機器（膀胱内の状態を感知し、排尿の機会を本人又は介護者に通知するもの）

※販売業者が自作したものを購入する場合は、購入前に市に確認してください。（支給対象の種目か、図面や仕様書で確認する必要があるため）

○申請から支給の流れ

- ・購入後に必要書類を添えて申請し、その購入内容が適切と判断された場合、福祉用具購入費の支給対象として認められ、支給されます。

○支給限度基準額

- ・10万円
- ・支給限度基準額の管理期間は、領収証に記載された領収日の属する年度（4月1日から翌年3月31日）までです。

○自己負担

- ・購入する福祉用具の代金（10万円が上限）の1割から3割いずれかになります。

○支給方法

- ・対象者が購入代金を販売業者に一旦全額支払って、申請後に自己負担を除いた分を対象者に支給する「償還払」か、対象者が販売業者に自己負担分のみを支払い、申請後に残りの購入代金を市から直接販売業者に支給する「受領委任払」があります。

※最後に、以下の項目を申請前に必ず確認してください。

①状態にあった適切な福祉用具ですか。また、それは支給対象ですか。

- ・生活の全てに介助を必要とし、自宅では入浴が難しいため、デイサービスで介助を受けながら入浴を行なっている方が、「自宅の浴槽の出入りに手すりが必要」などの理由で申請しても、つじつまが合わない内容であることから、支給対象とすることはできません。自立支援に根ざした、在宅生活の改善を目指した福祉用具の購入でなければなりません。
- ・将来的に要介護度が悪化するかもしれないと予想し、その状態に合わせて予め購入しておくことはできません。現在の生活の改善を目的としています。
- ・ポータブルトイレを寝室と廊下用に2つ購入する場合など、同じ用途で複数購入することはできません。（この場合、支給対象は1つです。）
- ・シャワー機能付きの入浴用椅子のように、福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合、支給対象外となります。
- ・対象者、販売業者（福祉用具専門相談員）、担当ケアマネジャーなどの関係者で入念な打ち合わせを行い、納得した上で購入及び申請を行なってください。

②販売業者は介護保険法上の指定を受けていますか。また、購入代金の準備はできていますか。

- ・介護保険法上の特定（介護予防）福祉用具販売事業者として指定を受けた販売業者から購入した福祉用具のみ、福祉用具購入費の支給対象となりますので、ご注意ください。
- ・購入費用を一旦全額支払った後に個人負担分以外が戻る「償還払」か、購入費用の個人負担分のみを支払うだけの「受領委任払」かを決めてから申請してください。

③支給限度基準額の残額がありますか。

- 支給限度基準額の管理期間中に福祉用具を購入したことがある場合は、支給限度基準額の残りがあるか確認が必要です。不明な場合は、市担当者までお問い合わせください。

④現在入院・入所中ですか。

- 退院や退所後のために福祉用具を購入する場合、対象者の身体状況により退院等が未定又は延期した際は、償還払ができなくなることがあります。特に対象者の体調が急変し、退院までが長くなりそうな場合は、十分に注意してください。また、申請から数ヶ月経つようであれば、市担当者へ報告願います。

⑤給付制限を受けていませんか。

- 介護保険料の未納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払による支給が受けられません。償還払についても、未納が解消されるまで支給されなかったり、個人負担が購入代金の3割又は4割負担となりますので、介護保険料は適正に納付してください。